

個人宅等への防犯機器等購入緊急補助事業の実施
及び地域団体への防犯設備設置等補助事業の一部変更について

1 事業内容

(1) 個人宅等への防犯機器等購入緊急補助事業（新規）

体感治安の悪化や防犯意識の高まりを踏まえ、防犯機器を設置・購入する世帯に対し補助を実施し、区民の防犯意識の高揚と防犯対策の効果の向上を図る。

①対象者：区内在住の、自宅に侵入盗被害に有用な防犯機器等を購入・設置する世帯

②対象経費：80,000円（上限額）

③補助率：対象経費が40,000円まで…………… 3/4（区1/4、都1/2）
対象経費が40,000円を超える部分…… 3/4（区3/4）

④補助上限額：一世帯あたり60,000円（区40,000円、都20,000円）

⑤申請回数：一世帯あたり1回のみ

⑥対象品目：侵入盗被害に有用な防犯機器等

防犯カメラ（録画機能付き）、センサーライト、センサーアラーム、
録画機能付きインターフォン、ドアスコープ用カメラ、
防犯性の高い鍵・補助錠、面格子、防犯フィルム、防犯ガラス
（複数品目を申請可能、経費の合計額を対象経費とする。）

⑦申請方法：郵送またはL o G oフォームによる電子申請

⑧事業期間：令和8年度までの2年間（ただし、都の8年度の補助率等は未定）

⑨周知等：令和7年7月～ 事業周知（広報たいとう、区ホームページ・SNS、
町会掲示・回覧、安全・安心電子飛脚便（メール）等）

8月～ 申請受付

令和8年2月末 申請受付終了予定（予算がなくなり次第受付終了）

(2) 地域団体への防犯設備設置等に対する補助率の改定

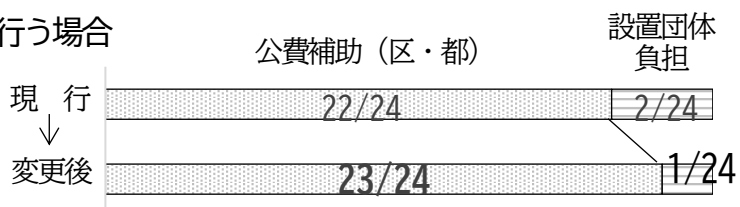
区では、町会・商店街等の自主的な防犯活動を補完するため、東京都と連携し防犯カメラ等の設置・維持管理にかかる経費の一部を補助している。この度、都において町会・商店街等の防犯カメラ等の設置に対する補助の補助率の変更が行われたことに伴い、防犯カメラ等を設置する団体の経費負担の一層の軽減等を図る。

①町会単独、町会と商店街等が連携して行う場合

補助率を、都は14/24から18/24に改定。

区は8/24から5/24に変更。

設置団体の負担率が現行の2/24から1/24に軽減。

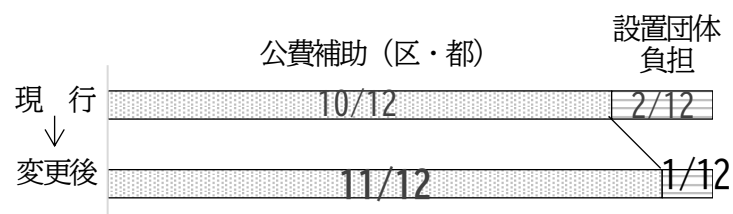


②商店街及び商店街連合会が行う場合

補助率を、都は6/12から7/12に改定。

区は4/12から変更なし。

設置団体の負担率が現行の2/12から1/12に軽減。



③周知：7月 台東区町会連合会定例会、台東区商店街振興事業説明会にて周知

2 補正予算額 (案)

歳入 52,138千円

歳出 133,303千円